

# 一般社団法人日本応用地質学会 名称及び印章使用規程

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人日本応用地質学会の名称及び印章の使用を規定するものである。

(名称及び印章の使用)

第2条 一般社団法人日本応用地質学会、一般社団法人日本応用地質学会代表理事又は会長、一般社団法人日本応用地質学会各支部及び一般社団法人日本応用地質学会各支部長の名称並びに印章の使用用途は、別表によるものとする。

(印影の印刷)

第3条 定例的かつ定型的な文書又は一時に多数の印刷をする文書のうち、理事会が必要と認めたものについては、印章の押印に代えて印影又はその縮小したものを印刷することができる。

附則

(規程の制定、変更及び廃止)

第1条 本規程は、理事会の承認(平成22年10月21日)をもって施行する。

本規程の変更及び廃止は、理事会の承認を得なければならない。

別表

名 称	印 章	用 途
一般社団法人日本応用地質学会	一般社団法人日本応用地質学会之印(本部用) 大小2種類を使用  	・本部主催行事 ・本部発行印刷物 ・学会として発出する文書
一般社団法人日本応用地質学会代表理事 または 一般社団法人日本応用地質学会会長	一般社団法人日本応用地質学会代表理事之印 大小2種類を使用(大型の 印象が登記済み印章)  	・契約関係 ・会長名で発出する文書、本部役員・委員の委嘱など
一般社団法人日本応用地質学会 支部	一般社団法人日本応用地質学会之印(支部用) 	・支部主催行事 ・支部発行印刷物 ・担当支部として発出する文書
一般社団法人日本応用地質学会 支部長	一般社団法人日本応用地質学会 支部長之印 	・支部単独の契約関係 ・支部主催行事 ・支部発行印刷物、支部役員・委員の委嘱 ・担当支部長として発出する文書